

○松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱

令和5年2月15日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者を始め支援を必要とする人と地域とのつながりを適切に確保するため、身近な地域において生活課題を抱える者の早期発見、居場所の確保等生活困窮者支援に資する地域づくり事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活困窮者等 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者
- (2) 居場所 地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる団体とする。

- (1) 町会又は地区町会連合会に属する団体
- (2) 非営利（営利活動を目的としないことをいう。）の市民活動団体（松本市地域づくりを推進する条例（平成26年条例第1号）第2条第2号に規定する市民活動団体をいう。）
- (3) その他市長が適当と認める団体

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象者となることができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を主な目的としている団体
- (2) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反する団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与し、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす生活困窮者等支援に資する地域づくり事業とする。

- (1) 地域内の住民であれば、誰でも利用でき、生活困窮者等の孤立を防ぐ居場所を提供すること。
- (2) 参加者の生活相談に応じるものであること。

(3) 生活困窮者等の社会参加につなげるため、地域住民を巻き込んだものであること。

(4) 市長が適当と認める市内の同一施設において、定期的に実施するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 人件費（給料、職員手当等、報酬及び共済費）

(2) 報償費

(3) 旅費

(4) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料及び食糧費）

(5) 使用料及び賃借料

(6) 役務費（通信運搬費、保険料及び手数料）

(7) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業の実施1回当たり8,000円とする。ただし、複数回実施する場合は、年間960,000円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施計画書（様式第2号）

(2) 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金使途計画書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度内に1団体1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付決定書（様式第4号）により通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後、第7条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 交付決定者は、第 8 条の規定により交付決定を受けた年度の末日又は当該交付決定の対象となった地域づくり事業（以下「補助事業」という。）が完了した日から起算して 3 0 日以内のいずれか早い日までに、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施結果報告書（様式第 8 号）
- (2) 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金使途報告書（様式第 9 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 1 2 条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、その他必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金確定通知書（様式第 1 0 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金決定の取消し及び補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 正当な理由がないにもかかわらず、第 7 条の規定による交付申請の内容と第 1 1 条の規定による実績報告の内容との間にそごがあったとき。
- (4) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(重複補助の排除)

第 1 4 条 この補助金は、他の条例、規則等により補助の対象となった事業に対し、重複して交付しない。

(補則)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）
所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金の交付を受けたいので、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

実 施 予 定 月	年 月 から 年 月 までの間
事 業 名	
対 象 と す る 地 域	
補 助 金 申 請 額	（ 回 分 ） 円

添付書類

- 1 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施計画書（様式第2号）
- 2 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金使途計画書（様式第3号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施計画書

実 施 施 設			
内 容			
1 回当たりの 参加見込人数			
1 回当たりの 実施スケジュール			
年 間 スケジュール	実施月	事業名称	内 容

様式第3号（第7条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金使途計画書

1 収入

項 目	予算額	内 容
	円	
合計額	円	

2 支出

項 目	予算額	内 容
	円	
合計額	円	

様式第4号（第8条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のありました松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金決定額 回分 円

2 実施予定月 年 月から 年 月までの間

3 交付条件等

- (1) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ、市長の承認を受けてください。ただし、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とします。
- (2) 補助事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (3) 松本市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第 5 号（第 9 条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）
所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金に係る事業を変更したいので、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止・変更の内容

2 中止・変更の理由

3 変更申請額

回分 円

※ 変更の具体的内容がわかる書類を添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金変更承認通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金の変更承認について、下記のとおり決定しましたので、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1 補助金決定額

- | | | |
|------------|----|-----|
| (1) 既交付決定額 | 円（ | 回分） |
| (2) 変更申請額 | 円（ | 回分） |
| (3) 差引き増減額 | 円（ | 回分） |

2 変更承認理由

様式第7号（第11条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

（申請者）
所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号により補助金交付決定を受けた松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業を下記のとおり実施したので、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

実 施 期 間	年 月 から 年 月まで
実 施 内 容	
実 施 地 域	
実 施 回 数	事業実施 回
延 べ 参 加 者 数	

添付書類

- 1 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施結果報告書（様式第8号）
- 2 松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金使途報告書（様式第9号）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施結果報告書

月	日	実施施設	参加者 数(人)	事業名称	内 容

様式第9号（第11条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金使途報告書

1 収入

項 目	決算額	内 容
	円	
合計額	円	=①

2 支出

項 目	決算額	内 容
	円	
合計額	円	=②

3 収支額

収入－支出（①－②）	円
------------	---

※ 領収書等その他事業実施状況がわかる書類を添付すること。

様式第10号（第12条関係）

松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金確定通知書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金について下記のとおり確定しましたので、松本市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 円

様式第1号（第7条関係）
様式第2号（第7条関係）
様式第3号（第7条関係）
様式第4号（第8条関係）
様式第5号（第9条関係）
様式第6号（第10条関係）
様式第7号（第11条関係）
様式第8号（第11条関係）
様式第9号（第11条関係）
様式第10号（第12条関係）